

# 動物と長く幸せに暮らしていくために

## 9月20日～26日は 動物愛護週間



犬や猫などの動物は、家族として、パートナーとして多くの人の生活に欠かせない存在となっています。一方で、動物と人との関わり方を間違えると大きな問題も出てまいります。動物愛護週間を機に、人と動物が快適に暮らしていくために動物との関わり方を見つめ直してみましょう。

今回は、相談が多く寄せられている猫の問題と人と猫との関わり方を考えます。

### 野良猫を増やさないために

#### ○宮城県獣医師会では助成制度を設けています

##### 平成31年度 飼い主のいない猫の不妊去勢事業

宮城県獣医師会の協力動物病院で、宮城県内（仙台市を除く）に生息する飼い主のいない猫の不妊手術をする場合に、手術費用の一部を助成する制度です。

助成額：雄猫6,000円 雌猫12,000円  
(不妊および去勢にかかる手術費の一部として)

助成適用には条件があります。事前に宮城県獣医師会へ問い合わせください。

問 宮城県獣医師会事務局 ☎297-1735

### 悪いのは猫ではない



人も猫も仲良く暮らしていけるように考えてみてほしいにゃ

野良猫にえさだけを与えるなど無責任な関わり方をすると、地域の方々だけでなく猫も不幸にしてしまいます。「えさをあげたい」と思ったとき、一度立ち止まって考えてみましょう。「その命に責任を持って最期まで飼うことができるのか」を。これはとても難しい問題なので、安易な気持ちでえさをあげてはいけません。

問 市民安全課市民生活係 ☎355-6486

### 最近多いのはふん尿トラブル



近所の方がえさをあげている野良猫が最近増えて庭にふんをして汚していくので困っている。どこに相談すれば…

野良猫の被害で困るAさん

問題を町内会長さんなどへ相談し、地域で共有してはいかがでしょうか。説明や、パンフレットなど要望があれば市や保健所も協力します。お困りの方には猫除けの方法もお伝えします。



保健所の動物愛護管理担当者



それで被害が収まるのかな…かわいそうだけど行政が野良猫を捕獲することはできないの？

猫は動物愛護法という法律で愛護動物に指定されているため、大けがや衰弱している猫を除いて行政による捕獲はしていません。



そうしたらこれからも猫が増えて被害も増え続けてしまうよ！どうすれば…

野良猫が急にいなくなることはありませんが、地域の方と協力し、野良猫を減らしていくことはできます。この下を見ていきましょう！



#### ○地域で私たちができること

##### ①責任を持たない場合は野良猫にえさをあげない

野良猫が増えることで、ふん尿被害や置きえさによる悪臭など近隣の住環境へも悪影響を与えてしまいます。

※野良猫へのえさやりが発端となり、近所の家へのふん尿被害などで裁判になった事例もあります。



##### ②猫を捨てない

事情で猫を飼えなくなってしまったときは、新しい飼い主を探して譲るよう努め、見つからない場合には保健所へ相談をしましょう。

(18歳に連絡先を掲載しています)。

※猫を捨てることは動物愛護法で禁止されています。

